

青森県報

第二千五百六十四号

平成十七年
十二月七日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) …… 一
- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) …… 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) …… 一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) …… 二
- 保安林の指定解除予定……………(林政課) …… 二
- 保安林の指定解除……………(同) …… 二
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港漁場整備課) …… 三
- 公 告……………(都市計画課) …… 三
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可……………(同) …… 三
- 出先機関……………(同) …… 三
- 土地改良事業の工事の完了……………(西北地方農林水産事務所) …… 四

告 示

青森県告示第九百七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
笹森歯科中央クリニック のじりデンタルクリニック すこやか調剤薬局 よこやま整形外科	弘前市大字城東三丁目六の一 南津軽郡藤崎町大字藤崎字村井五三の一 三沢市大町二丁目九の二二 弘前市大字藤野二丁目六の九	平成十七・一 " " 十七・二

青森県告示第九百八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	三光薬局	八戸市大字十八日町二七	平成十七・一
変更後	調剤薬局ツルハドラッグ 十八日町店		

青森県告示第九百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	佐藤仁外科胃腸科 横内内科小児科医院	所在地又は住所	五所川原市字田町二二〇 青森市幸畑一丁目二の八	廃止年月日	平成一七・八・三 一七・一〇・三
--------	-----------------------	---------	----------------------------	-------	---------------------

青森県告示第九百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定期間
株式会社三協医科器械	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目七の七	福祉用具貸与	株式会社三協医科器械福祉用具事業部	八戸市沼館二丁目三〇の三	平成一七・二・三
社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大川一丁目八の〇	短期入所生活介護	短期入所生活介護センター	弘前市大字大川一丁目八の〇	一七・二・六
有限会社介護サービスしらゆり	弘前市大字福村字福富五六	訪問介護	有限会社介護サービスしらゆり	弘前市大字福村字福富五六	"
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の一	訪問介護	ケアステーションふれあい藤崎	南津軽郡藤崎町大字藤崎字館岡一八の二	"
株式会社東北産業	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の八六五	認知症対応型共同生活介護	グループホームよこはま荘	上北郡横浜町字上イタヤノ木四三八の五	一七・二・元

医療法人すみれ会	上北郡東北町上北一丁目三四の三	認知症対応型共同生活介護	グループホームすみれ湖	上北郡東北町上北一丁目三四の三九〇	"
----------	-----------------	--------------	-------------	-------------------	---

青森県告示第九百十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

青森市大字滝沢字北滝沢山の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 保安林を解除しようとする理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第九百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

十和田市大字三本木字佐井幅二七五の一から二七五の二二まで、二七五の二四、二七五の二五、二七九の一から二七九の一〇まで、二八〇の七から二八〇の一九まで、二八〇の二八

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林解除の理由

指定理由の消滅

青森県告示第九百十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十六年七月二十九日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十七年十一月二十九日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。
なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで鰯ヶ沢町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡鰯ヶ沢町大字浜町一 番一地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス・五八メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 鰯ヶ沢港北防波堤灯台（北緯四 度四七分 八秒）（東経一四 度一 二分四一秒）（X座標〃八七三九七・五四四）（Y座標〃マイナス五二

四六一・七八九）から二六七度二分一八秒五 五・二二一メートルの地点

の地点 の地点から五八度二六分 秒五・九八メートルの地点

の地点 の地点から八八度五三分一九秒三二・八九メートルの地点

の地点 の地点から一七九度二分三五秒七八・八六メートルの地点

の地点 の地点から二六九度二分三 秒一・八二メートルの地点

3 面積

一、五七六・九七平方メートル

公 告

土地区画整理組合の事業計画変更の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九條第一項の規定により、弘前市城東第五土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

弘前市城東第五土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成九年十一月十四日から平成十八年三月三十一日まで

三 施行地区

弘前市大字福田字種元の全部並びに大字新里字中平岡、同大字字西平岡、大字福田字巻屋、同大字字村元、大字福田字新館添、同大字字林元、同大字字福富、同大字字早稲田、大字高田四丁目、大字田園三丁目及び大字田園四丁目の各一部

四 事務所の所在地

弘前市大字高田一丁目七

五 設立認可の年月日

平成九年十一月四日
六 変更認可の年月日

平成十七年十一月二十九日

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年十二月七日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

土地改良事業の名称	十六年災農地災害復旧事業	八 一	事業を行う者	鱒ヶ沢町	工事完了年月日	平成一七・七・一
"	"	八 二	"	"	"	一七・六・八
"	"	八 三	"	"	"	"
"	"	八 四	"	"	"	一七・七・二六
"	"	八 五	"	"	"	一七・六・八
十六年災農地施設災害復旧事業	十六年災農地施設災害復旧事業	八 一〇四	"	"	"	一七・五・二六
"	"	八 一〇六	"	"	"	一七・七・二六
"	"	八 一〇七	"	"	"	一七・六・八

"	"	"
八 一〇八	八 一〇九	八 一一〇
"	"	"
一七・六・一五	一七・六・八	"

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭